

第2回 二宮町新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項

決定事項

緊急事態措置に係る県の実施方針に基づく町の対応について

1. 学校の対応について

☞ 令和2年5月6日（水）まで休業期間の延長を行うが、週1回程度の分散登校を行う。

2. 校庭の開放について

☞ 学校の休業期間中の校庭開放については、実施しない。